福事研サイトに関するガイドライン

1 このガイドラインは、福岡県小中特別支援学校事務職員研究会(以下 福事研という)のサイトの開設及び運営について必要な項目を定めるものとする。

(目 的)

2 福事研事業の目的を達成するため、会員への広報活動、会の運営に必要な情報提供を行うこと並びに組織拡大を行うことを目的とする。

(組 織)

- 3 福事研サイトの管理は、福事研総務部がその任にあたる。
- 4 サイトの開設にあたっては、レンタルサーバーを利用する。
- 5 当分の間汎用ドメインであるfukujiken.com を利用して、サイトを開設する。

(公 開)

6 福事研サイトに情報掲載するにあたっては、事前に役員会の承認を得るものとする。ただし、緊急を要するものについては会長の判断をもって公開し、次の役員会で承認を得る。すでに新聞・雑誌等で公開済の情報の掲載は総務部の判断において行う。

(公開の内容)

- 7 公開の内容は、福事研要覧・福事研会報の一部のほか、福事研が入手した教育に関する情報及び会の活動に必要な情報とする。個人情報についてはプライバシー保護に十分留意する。個人情報は次に掲げるものとする。
- (1) 公開しないもの
- 個人のプライバシーの侵害となるおそれのあるもの(氏名、住所、電話番号、生年月日等)
- (2) 状況によって公開できるもの
- 集合写真等、ただし個人名の同時掲載はしない。
- (3) 本人の同意を得て公開できるもの
- 個人名が特定される写真、各種研究資料等。
- (4) 運営主体である福事研役員会以外からの掲載依頼に関しては別途「掲載依頼に関するガイドライン」を 定める。

(個人情報保護)

- 8 個人情報保護に関する法律に規定される情報に関してはその重要性を認識し、保護徹底をはかるために関連する法令等を遵守する。
 - (1) 本サイトを通して得た個人情報は、本会運営に必要と会長が認め、個人の同意を得た場合を除いて第三者に情報提供は行わない。また提供を行った場合は、役員会にて報告する。

(著作権)

9 福事研サイト上の著作物における著作権は福事研に属する。また、作成にあたっては著作権法に十分留意し、違法な公表、複製等の行為を行わない。

(禁止事項)

- 10 管理者並びに利用者は次の行為をしてはならない。
- (1) 法令及び公序良俗に反する行為
- (2) 営利を目的とする行為
- (3) 第三者の人権、著作権、その他の権利を侵害する行為
- (4) 第三者を誹諺、中傷、差別するとみなされる行為
- (5) その他、インターネットを利用するためのルールとマナーに反する行為

(リンク)

11 福事研サイトヘリンクする場合には、事前に福事研の許諾を得るものとする。また問い合わせの窓口は事務局とする。

(免責事項)

12 安全管理措置には常に留意するものであるが福事研サイトは会員による運営のため悪意をもったスクリプトを含むウイルスなどの有害物が含まれていないこと、および第三者からの不正なアクセスのないこと、その他安全性に関する保証をするものではありません。福事研サイトを利用することによって生じた被害等に関して福事研は義務や責任を負いません。

(ガイドラインの変更)

13 このガイドラインは必要に応じて役員会にて見直しを行うものとする。

平成26年2月6日制定

掲載依頼に関してのガイドライン

福事研役員会以外からのサイトへの掲載依頼のあった資料等に関して以下の内容を基本事項として規定する。

(掲載内容)

- 1) 掲載する資料等は福事研活動の目的に沿ったものであること。
- 2) 個人を特定できる部分に関しては、削除する等、配慮されたものであること。
- 3) 資料中における個人の画像等は、その個人すべてから了承を得ること。
- 4) 資料中の著作権のある画像や、他の著作物からの引用に関しては、その著作権者の了承を得るとともにその出典を明記すること。

(掲載資料の著作権)

- 1) 掲載の依頼のあった資料に関しては著作権を放棄するものとする。また二次利用に関しても了承したものとする。
- 2) プライバシー保護の観点等で掲載にあたって役員会が必要とする変更を認めるものとする。

(掲載の是非)

掲載の是非に関しては、すべて役員会にて審議するものとする。

(掲載依頼方法)

会員個人作成のファイル等も含めすべて各支部代表者を通じて掲載依頼をするものとする。

(掲載方法)

サイトメニュー内の適切なカテゴリに掲載する。

(掲載期間)

掲載依頼のあった資料等に関しては、次年度の研究大会開催までの原則1年間とする。 ただし役員会の判断により適宜、延長できるものとする。

(ガイドラインの変更)

このガイドラインは必要に応じて役員会にて見直しを行うものとする。

平成26年2月6日 制定